

法人だより



蓮池 薫氏 講演会

「夢と絆」

表紙説明はP.26

平成29年度 第13回

「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

《速報版》

平成30年度 税制改正のあらまし

働き方改革 儲かる会社にするチャンス

相続税の申告状況について

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

4月

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月16日までに関係の市町村長に要届出
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…5月1日(道府県及び市町村)
- 軽自動車税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月1日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月1日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月1日
- 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月1日
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税、地方消費税)
申告期限…5月1日
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…5月1日
- 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

5月

- 特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
(1) 通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2) 通知期限…5月31日
- 自動車税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 鉱区税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
- 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月31日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月31日
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は

6月

- 2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
納期限…5月31日
- 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(29年12月～30年5月分)の納付
納期限…6月11日
- 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…7月2日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…7月2日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日

目次

税務カレンダー	1
平成30年度事業計画	2
平成30年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
税務説明会日程	4
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
経営のヒント	
八勿の訓	8
働き方改革 儲かる会社にするチャンス	9
最近の話題から	
進まない首都直下地震への備え	11
景気回復をいつ実感するのか!	12
部会だより	13
地区会だより	14

会員企業紹介	15
新会員・部会員紹介	16
企業の税務コンプライアンス向上のために	17
健康情報『「職場の淀み」は悪い方に流れることに注意!!』	18
税理士会コーナー	
税理士会高崎支部による確定申告期の税務支援事業について	19
経営寸話【税理士 飯塚玲子】	20
税務署コーナー	
消費税の軽減税率制度の実施について	21
振替納税を利用されている方へ	23
群馬県からのお知らせ	24
平成30年度高崎法学会会員証について	25
表紙説明	26

平成30年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：平成30年 5月23日(水)

午後4時～

場所：ホテルグランビュー高崎
(高崎市柳川町70)

議案：①平成29年度収支決算承認の件

報告事項：・平成29年度事業報告

・平成30年度事業計画及び収支予算

平成30年度事業計画

自平成30年4月1日～
至平成31年3月31日

基本的指針

よき経営者を目指すもの
の団体として企業の積極的な
自己啓発を支援し納税意識
の向上と企業経営及び社会
の健全な発展に貢献する。

方針

基本的指針を基に、会員
企業の声を反映し、より一層
の「公益性の拡大」・「統一性
の確立」・「透明性の確保」を
目指し、企業と地域社会の
ため事業活動を行う。

事業計画

公益事業

(1) 税務支援事業

- ① 税務研修・普及事業
 - (イ) 改正税法普及説明会
 - (ロ) 決算税務説明会
 - (ハ) 新設法人税務説明会
 - (ニ) 最新の税務情報の提供
- ② 税制提言事業
 - (イ) 全国大会への参加
 - (ロ) 平成31年度税制改正に
関する提言
 - (ハ) 地元選出の国会議員や
地方自治体等に対する

要望活動

③ 租税教育事業

- (イ) 小学生を対象とした租
税教室の開催高崎税務
署及び関東信越税理士
会高崎支部との連携を
さらに深めたものとする
- (ロ) 小学生を対象とした税
に関する絵はがきコン
クールの実施にあたって
は、高崎税務署及び関東
信越税理士会高崎支部
の協力のもと実施する
- (ハ) 租税教育推進協議会主
催の研修会への参加
- ④ 税の広報・啓蒙事業
 - (イ) e i T a x ・ e L T A
Xの周知広報活動及び
普及拡大活動の実施
 - (ロ) 広報紙「法人だより」の
発行と配布
 - (ハ) 税を考える週間(11月
11日～17日)街頭広報
活動の実施
 - (ニ) 税に関する「ふれあい写
真コンテスト」の開催

共益事業

(1) 会員支援事業

- ① 経営支援研修会の開催
- ② セミナーDVDレンタル
サービスの実施
- (イ) 異業種交流会の実施
- (ロ) 会員相互の交流を目的
とする研修会
- (ハ) 高崎法人会・税理士会
親善ゴルフ大会の開催
- (ニ) ボウリング大会の開催
- (ホ) 視察研修会等の開催
- ② 優良経理担当者表彰式
- ③ ネットバンキング会員割
引サービス・法人会融資

③ インターネットセミナー の実施

- ④ ホームページでの経営支
援情報の提供
- (3) 地域社会貢献事業
 - ① 社会福祉協議会へのタオ
ル寄贈
 - ② 税を考える週間協賛事業
として公開講演会の開催
 - ③ 上期及び下期公開研修会
の開催
 - ④ 地域社会への貢献活動
 - ⑤ 地域イベントでの租税の
啓蒙活動、または協賛
 - ⑥ 地域の清掃活動
 - ⑦ 小学校への教育資料の寄贈

④ 厚生制度推進

- (イ) 法人会福利厚生制度の
普及と推進
- (ロ) 中小企業向け貸倒保証
制度の推進
- (ハ) 生活習慣病健診の実施
- (2) 会員増強事業
 - ① 生活習慣病健診の実施
 - ② 会員増強月間である9月
～12月の4カ月間は、特に
重点的に会員増強運動を実
施する。
 - また、全国法人会総連合
が進める「ふやそう2万社
GOGOキャンペーン」に
積極的に参加するとともに
に、高崎法人会独自の会員
勧奨用パンフレットを作成
する。
 - 引き続き、マイナンバー
制度導入に伴う、新設法人
の情報を活用する。

平成
30
年度版

速報版

法人会

税制改正のあらまし

法人会キャラクター
けんた

この記事は、平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

【1】法人税関係

① 所得拡大促進税制の 見直し

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年（平成30～32年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率が上乘せられます。

② 大企業

大企業（資本金の額等が1億円超の法人など）については、①その年（平成30～32年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除が適用できます。

また、教育訓練費の増加（対前年度20%以上増加）の要件を満たせば、5%の税額控除率が上乘せられます。

② 大企業に対する租税 特別措置の適用要件 の見直し

所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合、対象外となります。

① 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること

② 国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること

③ 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を80万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。

④ 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。

⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができ、欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。

ただし、中小企業（平成21年2月1日以降に終了する各事業年度）については、その不適用措置の対象から除外されます。

⑥ 地方拠点強化税制の 延長・拡充

平成27年に創設された地方拠点強化税制が2年延長されるとともに制度の拡充が図られます。同税制には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（拡充型）、特別償却25%又は税額控除7%（移転型）のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、

法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡充型8%以上、移転型5%以上（現行：拡充型・移転型ともに10%以上）に引き下げられます。

また、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても適用が可能となります。

【2】相続・贈与税関係

① 事業承継税制の特例の創設

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画（仮称）を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合

が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されま

【3】所得税関係

① 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き上げ、基礎控除の控除額が引き上げられます。

- (1) 給与所得控除等の見直し
- (2) 公的年金等控除の見直し
- (3) 基礎控除の見直し
- (4) 各所得控除の調整措置

【4】地方税関係

① 中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させる認

定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準をゼロ1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成28年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了（平成31年3月31日）をもって廃止されます。

【5】その他

① 申告手続の電子化促進のための環境整備

経済社会のICT化が進んでいることを踏まえ、税務手続においてもICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備する観点から、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できる環境整備が構築されます。なお、大法人（資本金の額等が1億円超の法人など）については、法人税・消費税等について電子申告が義務化されます。

② 年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の事務負担を軽減し、給与所得者の利便性を向上させる観点か

ら、現在、書面で勤務先などに提出している生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除の年末調整関係書類（生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書）について、国税庁が構築予定のシステムで電磁的方法による提出が可能となります。

ただし、住宅ローン控除証明書と住宅ローンの年末残高証明書の電磁的方法による提出は、居住年が平成31年以後である人に限られます。

③ 国際観光旅客税（仮称）の創設

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光基盤の拡充・強化を図る観点から、国際観光旅客税（仮称）が創設されます。

航空機や船舶で出国する旅客に対し、出国1回につき1,000円が課せられます。ただし、航空機や船舶の乗員、乗継旅客（入国後24時間以内に入国する者）、2歳未満の者などは対象から除外されます。

平成30年度上期 「税務説明会」日程表		※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。
決算税務説明会		※高崎ブロック・高崎・新町・吉井地区会 群馬ブロック・高崎・伊香保・子持・北橋・赤城地区会 群馬ブロック・群馬・箕郷・吉岡・榛東地区会
4/12(木)	14:00~16:00(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター	
4/26(木)	14:00~16:00(群馬ブロック) 榛東村南部コミュニティセンター	
5/ 9(水)	14:00~16:00(安中・松井田) 安中市文化センター	
5/11(金)	14:00~16:00(榛名・倉沢) 榛名商工会館	
5/16(水)	14:00~16:00(高崎・新町) 高崎市総合福祉センター	
7/26(木)	14:00~16:00(高崎・新町) 高崎市総合福祉センター	
9/20(木)	14:00~16:00(高崎・新町) 高崎市総合福祉センター	
新設法人税務説明会		
4/17(火)	14:00~16:00 高崎市総合福祉センター	
8/ 9(木)	14:00~16:00 高崎市総合福祉センター	
改正税法普及説明会		
5/10(木)	16:00~(新町) かがや(新町地区会総会と同時開催)	
5/15(火)	14:00~(吉井) 吉井商工会館	
6/ 6(水)	14:00~15:30(高崎) ピエント高崎	
6/12(火)	14:00~15:30(榛名・倉沢) 榛名商工会館	
6/13(水)	14:00~15:30(群馬ブロック) 箕郷文化会館	
6/14(木)	14:00~15:30(安中・松井田) 安中市文化センター	
6/15(金)	14:00~15:30(高崎) 高崎市産業創造館	
6/19(火)	14:00~15:30(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター	
6/21(木)	14:00~15:30(高崎) 高崎市総合福祉センター	

管内
団体
高崎税務署
高崎税務協力
高崎税務連絡協議会

ふれあい写真コンテスト

(一社) 高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数293点(一部84点、二部209点)の中から各部17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かされているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は3月11日(日)に高崎商工会議所6階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月15日～3月15日)確定申告相談会場のピエント高崎にて展示しました。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。
※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



特選

(高崎間税会 会長賞)
『防災訓練』
甘田 街子 (高崎市)



特選

(高崎法人会 会長賞)
『復活のアーケード』
加畑 東一 (高崎市)



特選

(高崎小売酒販組合 理事長賞)
『新装なった高崎駅西口広場』
西野 治男 (高崎市)



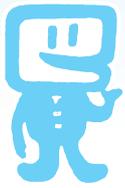
準特選

『命を守る白バイ隊』
小坂 明 (前橋市)

第一部 テーマ ■ 「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」に関すること



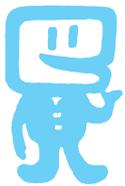
準特選

『文化芸術センター建設現場』
須藤 伸 (高崎市)



準特選

『除雪車出動』
小森 友子 (高崎市)



第二部

「ふれあい」または
「社会貢献」に関すること



特選

(青色申告会連合会 会長賞)
『町内社会奉仕』
川島 龍 (高崎市)



特選

(税理士会支部長賞)
『讚え合う』
高橋 洋二 (高崎市)



特選

(群馬県酒造組合 高崎支部長賞)
『お母さん あそこ』
角田 侃男 (昭和村)



準特選 『いざ!!!』
竹田 富雄 (長野県)



準特選 『ファミリー』(組写真)
宮崎 正道 (太田市)



準特選 『熱中!!!』
小 曳 玲子 (高崎市)

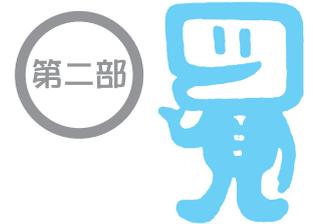
第二部 ■ 「ふれあい」または
テーマ 「社会貢献」に関すること

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関する
ことをテーマに作品をご応募頂きました。

主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、
群馬県高崎行政県税事務所、群馬県渋川行政県税事務所、上毛新聞社
協賛：群馬県写真材料商組合高崎・西毛支部、株式会社プロフォトセンター



T&D
T&D保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成28年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
TEL 027-223-5260



ポーター賞
2004年受賞

江戸時代の蘭学者・渡辺崋山は、交渉での要諦を8項にまとめた「八勿の訓」を遺している。

渡辺崋山は江戸後期の田原藩（現在の愛知県東部・渥美半島）第11代藩主から家老に登用され、様々な藩政改革に取り組んだ。

そして、8年にわたって続いたとされる天保の大飢饉の際、自身が病身だったため、藩御用金調達のため大阪商人との交渉に臨む部下の家臣に、外交交渉における心構えを書状にして記したのが「八勿の訓」である。

会社を経営していく中で様々な交渉事にも通ずるものであり、紹介したい。勿とは、「してはいけない」という禁止、戒めの意である。逐条的にみていこう。



経営にも営業にも
生きる
交渉の心得

はちぶつ くん
八勿の訓
経営コンサルタント 菱田和夫

階級社会の江戸時代にあ

つて、武士と商人。借金を願う武士の分は悪いが、商人の物言いや振る舞いを不遜だと武士は捉えかねない。立場をわきまえて、平常心を保った交渉でないと物事は成就しないと諫めている。

2. 眼前の繰返しに百年の

計を忘れるなかれ

現下の困り事である御用金調達という目的を達成するための交渉だけに終始するのではなく、長期的に見た交渉であるべきだと論じている。

3. 前面の功を期して後面

の費を忘れるなかれ

目先の利得を図ったとしても、後で費用が掛かって

くることも忘れることなく、交渉に臨むようにしている。利得を得ようとするには費用（コスト）が付きものである。お恵みなどはあろうはずもないのである。借り入れるに際しても、金利が高いのか低いのか、年月が経ることに負担は大丈夫かを考えていかなければならない。

4. 大功は緩にあり機会は

急にありという事を忘

れるなかれ

大きな成功はゆっくりと積み上げて成し遂げていくものだが、チャンスは突然急にやってくるものだという

5. 面は冷なるを欲し背は

暖を欲するを云うを忘

れることなかれ

表情や感情は冷静にして

臨むものの、心の中には温かい気持ちをもって臨むことである。温かい思いがあることで、冷酷なる言動や行動をとることなく、交渉相手からの心証も良くなるというものだ。

6. 挙動を慎み其恒をみら

るなかれ

行動や立ち居振る舞いを慎み、相手にこちらの本心を見透かされてはならないと諫めている。

7. 人を欺かんとする者は

人に欺むかれる不欺は

即不欺己といふ事を忘

れるなかれ

人を騙そうとするものは人に騙される。相手を欺かないということは、すなわち自分を欺かないということだ

8. 基立て物従う基は心の
実という事を忘れるな
かれ

基本や基本方針がしっかりと立っているのであれば、あとは全てそれに従って合意形成までのステップがスムーズに進んでいくものである。基本は、誠実であることを忘れてはならないのである。

交渉の心構えとしての渡辺崋山の「八勿の訓」は、感情に流されず平常心を持って、目先のやりくりを気にとらわれずに長期的に視点に立て、後に生ずる費用も念頭に入れ、じっくり攻めれば大功は約束されるものの訪れるチャンスは逃がすな、冷静な面持ちと温かい気持ちを持って、行動は慎重にして本心を見透かさず、相手と自分もだまらず、誠実な心があつてこそ交渉は成就する、ものだと説いているのだ。現代の経営や営業の姿勢にも通ずるものである。

今年も成年（いぬ）、東京渋谷に銅像がある忠犬八公のように犬は律儀で忠実、しかも努力を惜しまないことで、最も愛されているペットです。

私たちも、努力を積み重ねることによって、大事なお客様から会社の信頼を得て、繁栄を続けることができます。ぜひ、これにあまりかきたいものです。

「働き方改革」ってなに？

政府が「働き方改革」という政策を打出しました。メディアを通じて、この働き方改革の必要性に直結する現象として「長時間労働の是正」のキャンペーンの目玉として「超過残業時間の弊害」を取り上げています。

電通における女子社員の自殺問題や飲食業におけるみなし残業、さらにはプレミアムフライデー……というような事象です。

働き方改革

儲かる会社にする

チャンス



未来事業株式会社代表取締役
経営プロデューサー
吉岡 憲章

摘んでいます。

かなり先の話になります

き手を増やす

が、約90年後の2105年には、日本の人口は現在の1/3強の4500万人になってしまいます。また、それに伴って労働人口も激減してしまうことがかなりの精度をもって予測されます。

その総動力不足解消のための主要対策として、次の3項目を設定しています。

①働き手を増やす（労働市場に参加していない女性や高齢者）

②出生率を上げて将来の働き手を増やす

中小企業の経営者としては、「それは分かるが、これは現場を知らない役人やお偉方が頭の中で考えたことだ！」と思う方が多いでしょう。私も同感するものがあります。

まさにその通りでして、総理大臣を議長として関係閣僚7名が構成員となり、有識者15名で構成されている「働き方改革実現会議」が主体となって決めていま

す。有識者と言われる人も、大企業経営者、学者、業界団体代表がほとんどで、少し変わったところでは元おニャン子クラブの生稲晃子さんや癌を克服しながら、子育てや仕事をしている女性代表として参加しているのが目立ちます。

それはともかくとして、この先わが国で大きく懸念される課題として総人口の大幅減少問題を当会議で指

【働き方改革実行計画の主な内容】

非正規労働者の 処遇改善	同一労働同一賃金に実効性を持たせるための法律やガイドラインを整備
長時間労働の是正	法整備によって時間外労働に罰則付きの上限規制導入
賃金引上げと生産性向上	企業への賃上げの働きかけ
柔軟な働き方への 環境整備	テレワークや兼業・副業の推進
女性、若者の人財育成	社会に出てからの学び直しの支援
病気の治療と仕事の両立	産業医の機能強化など
子育てや介護と仕事の両立	保育所の整備など
転職、再就職支援	転職者の受け入れ企業の支援など
教育環境の整備	高等教育の経済的負担軽減
高齢者の就業促進	定年延長企業への支援など
外国人材の受入れ	魅力ある就労環境の整備

③労働生産性を上げる
 そこで、この対策内容として同実現会議が作成した「働き方改革実行計画」の概要を右頁の下表に示します。

「従業員満足度アップ」は
 会社の実績に貢献しない

会社の成長や生産性向上のためには、働く従業員が会社に満足して意欲を持って働かないといけない、ということから「従業員満足度」を上げることが注目されています。

- その主な内容は次のようになります。
- ①従業員の待遇（主として賃金や条件改善）
 - ②働く職場環境の整備
 - ③上司や部下との人間関係の改善
- ところが、これらのような従業員満足度アップは、会社の業績改善にほとんど貢献しない、ということが最近分かって来ました。

要するに、「甘え」風土が発生し、「労働は苦役なり」「働くことは辛いこと、嫌なこと」というような思いを醸成することにつながってしまっている状態が見られるようになってきたのです。

「従業員エンゲージメント」
 が生産性向上につながる

そこで、考え方を180度変えて、「働くことは楽しいこと」という思想のもとに、「従業員エンゲージメント」という考え方が最近重視されるようになってきました。

エンゲージング（婚約指輪）のエンゲージです。エンゲージとは「絆」と訳されると思いますが、マーケティング的には「ブランドと消費者との間の絆」のことを言います。

したがって、従業員エンゲージメントは、「従業員と会社・経営者との絆、従業員同士の絆」ということ

となります。

従いまして「従業員エンゲージメント」とは、従業員の一人ひとりが企業の掲げる方針・戦略・目標を適切に理解し、自発的に自分の力を発揮する意欲を評価することで、最大のパフォーマンスを発揮させるための手段、と理解してください。

従業員エンゲージメントの効果の事例として、次のようなものがあるという研究論文が発表されました。

- 1. 従業員離職率
従業員エンゲージメントの低い会社の離職率：9.2%、高い会社の離職率：1.2%
- 2. 品質100万個当たりの品質不良
低い従業員の製品不良発生個数：5,658個、高い従業員：52個
- 3. 従業員エンゲージメントの高い企業の営業利益率は低い企業の1.5倍高い

「従業員エンゲージメント」
 を高める方法はこれだ

それでは、この従業員エンゲージメントを高めるためにはどうすればよいのか、という方法について、基本となっている主な事項を下記にまとめますので、ご参考にしてください。

- 1. 従業員から信頼を得られるリーダーになること
- 2. 部下に権限を委譲すること
- 3. 前向きになる業務に取り掛かれる職務環境を作ること（ライフワークバランス）
- 4. 部下たちに自信を根付かせること（小さな貢献を見逃さない、成果を見出す努力）
- 5. フイードバックを忘れないこと
- 6. 部下が潜在的に有している能力の開発に努めること
- 7. 社長を始めとした上層

- 8. 正しい行動と特性を備えた人材を確保すること
- 9. 自分の役割は会社全体のどの部分に位置づけられているか分かるようにすること
- 10. 適材適所の職務を与えること

政府が働き方改革提言をきっかけにして、ご自身の会社の生産性のより改善に挑戦されたらいかがでしょうか。

従業員のモラルアップが、会社を成長させるための大きなエネルギーになると思っています。

ぜひ、経営者と従業員、幹部や従業員同士の絆をより深くするために、参考にしてください。

進まない首都直下地震への備え 食料6割不足、トイレ14時間待ち 東京都心、丸の内・大手町地区

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

巨大な地震に繰り返し襲われている日本では、被害を軽減するための備えが必要です。ところが最近の防衛大などの調査により、首都直下地震の発生時に大量の帰宅困難者が出ると予想される東京都心の丸の内・大手町地区では、食料や水などの備蓄量が6割不足していることが分かりました。また、買い物などで訪れた人がトイレを利用する際の待ち時間は最大で14時間を超える見込みで、対策の遅れが明らかになっています。

■**帰宅困難者32万人**
東京都千代田区は、夜間に対する昼間の人口比率が日本で最も高い地域です。中でも日本屈指のビジネス街であるJR東京駅前前位置する丸の内・大手町地区は、約1平方キロの狭い場

所に人口が密集する特殊地域で帰宅困難者のリスクが大きいことから、研究チームは調査対象に選びました。

昼間の人口18万人の大半は通勤者で、さらに商用や買い物、観光などで1日に14万人の訪問者が滞在すると試算。首都直下地震が起きると、合計で32万人の帰宅困難者があふれかえることになりそうです。

この全ての帰宅困難者に対して、千代田区が実施したアンケートに基づいて算出した企業の備蓄と行政の備蓄を均等に配分するとうなるでしょう。国が確保するよう求めている備蓄量は3日分ですが、これに対する不足率は食料が63・6%、水が61・2%。いずれも約1日分しかありませんでした。

足りないのは食料や水だけではありません。トイレ事情も深刻です。企業に勤務している人は影響が少ないのですが、地震発生時に居合わせた訪問者は劣悪な環境を強いられることになりそうです。

携帯トイレも企業や行政が備蓄していますが、62・7%が不足する見通しです。その上、訪問者はトイレの利用時に地区内の高層ビルなどに殺到することになります。地区内にある商業ビル全55棟で1階のトイレを開放した場合、1棟当たりの利用者は男性1700人、女性900人に達し、最大待ち時間は男性14時間21分、女性5時間12分に上るそうです。

■**補助制度の整備が急務**
千代田区は以前、首都直下地震が発生した際の防災計画を、一斉帰宅を前提に策定していました。けれど、平成23年の東日本大震災で路上に人があふれ緊急作業の妨げになったため、3日間は職場などにとどまる方針に転換。「帰宅困難者対策に力を入れている」（災害対策・危機管理課）とい

います。ただし、食料や水、携帯トイレの備蓄は、居住者がわずかで通勤者が大半であることから、企業が対応すべきものだという認識です。それでは、流動人口である訪問者への対応は誰がするべきなのでしょう。実は、訪問者向けの備蓄は企業と行政の役割分担がはっきりしていません。今回の調査を行った防衛大の矢代晴実教授（都市防災学）は「地価が高いため備蓄場所の確保が難しい地域だが、企業は従業員だけでなく訪問者も視野に入れて共助の精神で計画を立てていただきたい」と話しています。

地震国である日本では、関東地方を中心とした首都直下地震だけでなく、全国各地で巨大地震の発生が懸念されており、それに向けた備蓄は全国の自治体にとって大きな課題です。ただ、行政がどこまでやるべきか線引きが難しく、公助にも限界があるため、備蓄を行う企業への費用補助制度などの整備が急務となっています。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

景気回復をいつ実感するのか！

ジャーナリスト 海部隆太郎

自分自身の話で恐縮だが、些細なことで一喜一憂することが増えてきた。気持ちの整理がつかないこと、割り切れない出来事は放置する。できるだけ嫌なことは考えないようにすることを習慣化してきた。心の奥に仕舞い込んできたことが、バグとして長年にわたり蓄積されたのではないか。これが精神的な余裕を失わせたのだと自己分析している。いずれにせよ私の器の容量が極めて小さいことが最大の課題だ。

このような思いで自己嫌悪にさいなまれていた時、惑星科学の研究者を取材する機会があった。宇宙の話聞きながら感じたのは、日々の生活との圧倒的な差。それが、自分の悩みがいかにか小さいのか気づかせ

てくれた。すべてが悩みに値しないと思えた。立腹していた理不尽なことも、不安感も、すべてが広大な宇宙に飲み込まれていく。すがすがしい気持ちに蘇ってきた。久しぶりに充実した喜びに浸ることができた。

その直後に会った中小企業経営者は「忙しくて1日24時間では足りない」という。暇よりは多忙の方がいいはずだが、忙しさを自慢したいかのようにだった。それなら、水星に行けば1日は4224時間（地球の176日）もあると聞きかじりの話をする、経営者は目を丸くする。

水星は、自転より公転のほうが速いので1年は地球の88日分。1日に新年の挨拶を2回することになる。多忙さを宇宙の話に切り替

えたのは無理があったかもしれないが1日24時間がベストで、効率よく過ごすことが重要だと、その場合は結論付けた。

5年で大きく 変化した日本経済

視点をごくここに置くか、捉え方は大きく変わる。日本経済の現状を客観的に見ると、株価は26年ぶりの高値水準にあり、有効求人倍率は43年9か月ぶりとなる1.55倍（昨年10月）になった。企業の純利益額は25兆円に迫り過去最高益だ。5年前と比べ株高・円安など実体経済は着実に回復している。各種の経済指標は大きな経済変化を確実に示している。これはアベノミクス効果といえよう。

しかし、各中小企業団体や中小企業経営者から聞くのは「景気は緩やかに回復しているが実感が無い」という言葉ばかり。景気回復の確かな手応えがないというところだと理解するが、確かさを裏返すと、先行きの不安が払しょくできないと

いう意味ではないか。株価上昇はバブルの再燃を疑うし、指標の好転も格差の広がりがあからという悲観的な先入観に支配されているように思える。

どうしても「みんなで渡れば怖くない」との発想があるのか、周囲を見ながら行動を起こす消極さを感じる。こうした現実を直視しきれずにいることで懸念されるのが、人手不足や生産性向上への取り組みへの遅れが生じることだ。景気回復の実感を持つてからの対応では、課題を膨らますだけになる。

東京五輪を前にした今年、来年にかけ景気が腰折れる可能性は低い、と多くの経済評論家は指摘する。今年は、秋に消費税引き上げの最終決定や米国の中間選挙などが大きなポイントになるだろう。また、海外の政治・経済動向には不安材料もある。それでも着実に進む日本経済の転換期を認識すべき時だと思



募集代理店
(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な
0120-0269-17

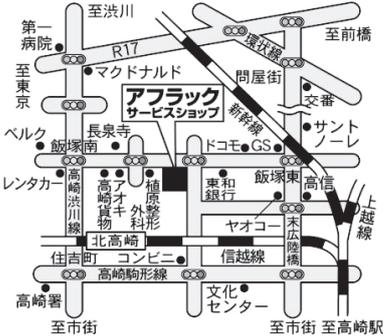
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
(営業時間) 祝日定休
月～土曜日 9:00～18:00
日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります



土日営業

<http://www.idasogo.co.jp>



至市街 至高崎駅

女性部会

・税に関する絵はがきコンクール審査会・表彰式
 ・高崎税務署 倉嶋副署長 研修会



表彰式の様子

審査会・表彰式

2月22日 税に関する絵はがきコンクールの審査会を開催いたしました。税務署長を始め、税理士会支部長、管内市町村長、本会会長、青年部会長、女性部会長一同が集まりました。沢山の作品の中から一同楽しくも悩ましい各賞を決定いたしました。

翌月3月11日には、高崎商工会議所ビルにて、喜びの各賞受賞者の児童と保護者の方々をお迎えし、華やかそして厳かに受賞式典を執り行いました。その後は、受賞者の皆様

も入賞した絵はがき作品の前で署長や市長の皆様と記念写真を撮るなど楽しく過ごしお帰りになりました。参加校数70校
 応募総数3257枚

研修会

3月1日 マリエール高崎にて、講師に高崎税務署副署長 倉嶋三知氏をお迎えし「税のよもやま話」と題した研修を行いました。

基本的な税務署の仕事から消費税の軽減税率制度、国際的な租税回避の実情まで、他では中々聞けない多岐に渡る税のお話をうかがったり、事前に会員の皆さんから募集した質問の回答をいただきました。交流を兼ねた昼食会は、女性同士、会話が弾み、和みの場となりました。



倉嶋副署長

青年部会

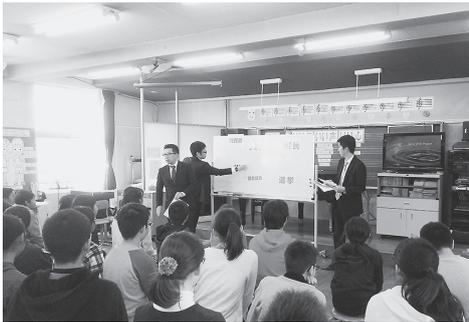
租税教室と

下期研修会の開催

租税教室の開催

11月～3月にかけて、高崎税務署管内の小学校六年生39校・約2250名の児童に、部会員のべ176名が講師やアシスタントとして教壇に立ち、租税教室を開催いたしました。

「租税教室の授業を受けて、子供たちは楽しく税金について学ぶことができた。」などの感想を頂き、子供たちの学ぶ姿勢を見て、私たちも真剣に取り組みなければと改めて感じました。



下期研修会



青年部会(竹内一普部会長)は、3月19日(月)、ホテルグランビュール高崎にて、高崎税務署法人課税第一部門山田稔上席国税調査官をお招きし、「自主点検チェックシート及びガイドブックの活用」と題して下期研修会を開催いたしました。

税務コンプライアンス向上の為、法人会で配布しているチェックシートとガイドブックの活用法と注意点を解説していただきました。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ
病気やケガの備えに

ちゃんと応える
医療保険
NEVER

新登場

NEW/
生きるための
がん保険
1Days



心配な「がん」の備えに

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Afiac アフラック

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー 13F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFPツタ株-2018-5007-1803023 2月1日

安中

防災体験学習

地震発生72時間、あなたならどうやって生き残りますか？

平成29年9月27日（水）、安中地区会22名（うち女性10名）は東京お台場にある「そなエリア」で防災体験学習してきました。そなエリアというのは「そなえる＋エリア」の造語で災害への備えにつながる場所という意味です。今まで東日本大震災や熊本地震などテレビで見ている、どこか他人事のように思っていました。群馬は災害が少なく、群馬は災害が少ないと、いいところだ、大きな地震の直撃はないだろう…なんとなくそんな思い込みがあったのかもしれない。専用タブレットに表示される防災クイズに答えながら体験学習ツアアは進みません。被災地を再現した空間は建物が倒壊していて、薄暗く、サイレンが鳴ったり、遠くで悲鳴が聞こえる。ジオラマだとわかっていても

緊張します。仮定の被災地を回って行く、最後に自分の生存率が出てしまうのです。

『災害発生から72時間が経過すると生存率が急激に低下する』

『自分が助からないと、となりの人を助けられない』

いざという時生き残るためには日頃の準備が大切ということを感じさせられました。

日帰りの東京旅行、短い時間でしたが、新しい会員同士の交流も生まれ、楽しく、ためになる一日を過ごしました。



タブレットの使い方を真剣に聞く参加者

箕郷

社会貢献活動の実施

平成29年10月3日に、（一社）高崎法人会箕郷地区会が毎年、実施しております社会貢献活動の一環として、高崎市立箕輪小学校の児童クラブ「箕輪小わんぱくクラブ」に対して、ブロック玩具、ドミノ、地図パズル等の玩具類を寄贈いたしました。

物品を寄贈するにあたり、施設を利用する1年生から3年生の児童達や行政関係者の立ち会いのもと、贈呈式を開催いたしました。

柳澤佳雄箕郷地区会長をはじめとする役員より3年生の児童4名が物品を代表受領し、その後、「お礼のあいさつ」を述べました。今回、寄贈に至った経緯としては、予算の都合上、必要な玩具を十分に用意できていないという声が寄せられたことがきっかけでした。

目をキラキラさせながら

「おもちゃの取り合いでケンをせずに良い子になります。」とコメントとした児童がとても印象的でした。



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

東 榛

会員企業紹介

有限会社 岩田養鶏場



代表取締役
岩田 弘

一、所在地

北群馬郡榛東村
大字長岡二二三

TEL〇二七九一五四一七二四二

二、事業概要・会社PR

当社は大正13年より榛東村で養鶏業を行ってきました。現在は採卵養鶏場として5万羽ほどを飼育しており、安全と安心そして卵本来の味にこだわった新鮮な卵をお客様の元へお届けしています。「岩田のおいしい卵」を宜しく願います！



店舗外観

三、経営理念

お客様に美味しいと言っていただけの卵を作る事。世に卵は数あれど岩田の卵じゃなければ食べたくないと言っていただければ何より嬉しく励みに思います。また、皆様の食卓へ安全な食品をお届けすることも食品を扱う者の使命と考えております。

北 橘

会員企業紹介

グローバルピッグファーム株式会社

代表取締役

桑原 政治

一、所在地

渋川市北橘町上箱田八〇〇
TEL〇二七九一五二一三七五三

二、事業概要・会社PR

私たちは日本一の豚肉を目指した「和豚もちぶた」の生産・販売をはじめ、養豚家の方々へ最新の技術や情報の提供などを行っております。

豚肉のさらなる品質の向上をめざした豚の育種改良、コスト重視ではなく適切な栄養バランスとなるよう自社設計された専用飼料の提供、そして専属の養豚専門獣医師による養豚コンサルティンクなど、他にもより良い生産に繋がる様々なサポートを行っています。また、私たち専用の食肉処理センターをもつことで、流通まで途切れることのない真の6次産業化に取り組んでいます。

三、経営理念

農業経営は家族経営主体が一番理想的というのが私たちの理念です。しかし、どうしたら小規模経営の養豚農家が大きな企業に負けないで生き残るかが問題です。その答えのひとつが私たちの活動です。全国のグループ農場と協力し、日本で一番おいしい豚肉をつくらう！を合言葉に今日までやってきました。「安全とおいしさ」を追求する私たちの銘柄豚「和豚もちぶた」の味の決め手は愛情です。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

吉井

会員企業紹介

株式会社 タノ製作所



代表取締役
片野真吾

一、所在地

本社・吉井工場

高崎市吉井町池七七九一三

藤岡工場

藤岡市上大塚一五二

二、事業概要・会社PR

当社は、高崎市吉井町

で1968年に創業以

来、自動車部品製造一筋

に、お得意先様のQCD

(品質・コスト・納期)

のご要望にお応え出来る

よう努力を続け、信頼を

築いてきました。

お得意先様に「タノ製

作所に頼んで良かった」

とさせて頂ける会社、従

業員には「タノ製作所で

働いて良かった」と思っ

てもらえる会社を目指し

ます。

三、会社の特徴

① 一貫生産体制



金型手配↓金型製作↓

成形↓組立の体制があり

ます。

② 品質保証

ISO9001認証取

得済み。

自動車部品業界40年の

経験で検査体制整備し、

得意先監査対応など対応

可能です。

③ 柔軟な生産対応力

30t〜450tまでに

射出成形機15台保有し急

な変化にも柔軟に対応出

来ます。

新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

子持	群馬	高崎	高崎
① 諏訪エンジニアリング㈱ ② 木暮 慶和 ③ 渋川市上白井 ④ 防災設備業	① ㈱寿浅商 ② 本間 昭寿 ③ 高崎市金古町 ④ 運送業	① ㈱至誠堂 ② 大井田健一 ③ 高崎市南大類町 ④ 不動産賃貸業	① 岡田塗装 ② 岡田 道弘 ③ 高崎市上佐野町 ④ 塗装工事業
① (同)タカギツネカワジャパン ② 高木 大介 ③ 渋川市吹屋 ④ ケアマネージャー	① 神宮鉄工所 ② 神宮 克己 ③ 高崎市金古町 ④ 鉄骨工事業	① 公立大学法人 高崎経済大学 ② 高木 賢 ③ 高崎市上並榎町 ④ 教育機関	① ㈱グラデーションクリエイティブ ② 吉野 貴之 ③ 高崎市緑町 ④ インターネットメディアの運営
① 諏訪エンジニアリング㈱ ② 木暮 慶和 ③ 渋川市上白井 ④ 防災設備業	① ㈱リブレックス ② 馬場 徹 ③ 高崎市北原町 ④ 電気機械器具製造業	① (有)ホクト住宅センター ② 佐藤 隆志 ③ 高崎市大橋町 ④ 不動産業	① ㈱グランビュー ② 木本高一郎 ③ 高崎市柳川町 ④ 宿泊・飲食・婚礼・催物・販売業
① ファイブスターズ㈱ ② 小笠原利晃 ③ 渋川市中村 ④ 建設業		① ㈱渡邊工業 ② 渡邊 広士 ③ 高崎市京目町 ④ 左官業	① ㈱graces ② 南雲 綾子 ③ 高崎市上並榎町 ④ サービス業
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		① ファイブスターズ㈱ ② 小笠原利晃 ③ 渋川市中村 ④ 建設業	① (有)桜保全 ② 櫻井 盛次 ③ 高崎市小八木町 ④ 販売・卸売業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

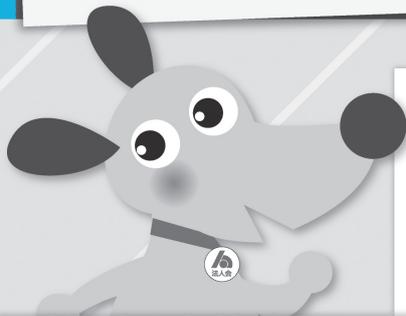
企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

「職場の淀み」は 悪い方に流れることに注意!!

産業カウンセラー 柏木 勇一

仕事の効率の波

その意外な原因

食品工場のマネジャーSさんから「どうもみんなの歩調が合わない時がある。だんだん積極性が見られなくなる。自分の指導が悪いのか」という相談を受けました。ちょうど大事な納期が一段落した時でした。Sさんの言葉に、こちらが考えるヒントがあったので「いい時とそうでない時があるということですか」と聞いたところ「めっちゃくちゃ忙しい時はリズムがいいですね。いつもこうならいいのですが」と答えてくれました。

多忙な時はみんなが懸命になって取り組み、仕事はかどります。一段落すると、ひとりひとり自分流の仕事のやり方に戻ります。よくある現象です。ふだん私たちは、苦手なことや面倒なことをつい後回しにしてしまいがちです。いざ取

りかかれば普通にできるのに、なかなか重い腰が上がらないことを経験した方も多いと思います。取り組みが遅い人がそばにいると同じようになってしまうのです。これは、性格とかやる気の問題と思われがちですが、実はそうではありません。脳の神経細胞「ミラーニューロン」が働いたからです。人は他人の行動を見て、まるで自分が同じ行動をとっているように「鏡」のような反応をすることが名付けられました。20年前にイタリアの学者によって発見されました。

いつもと同じ仕事のペースこそ重要

ペースこそ重要

脳は無意識に目の前の人の真似をしてしまう。自分でも気づかないうちに周りの人と仕事や話し方まで似てくる。これを職場に当てはめれば、周りに「すぐやらない人」がいたとすると、周囲に伝染していくという

ことです。すぐやらなくてもいい、先延ばしをしてもいい、という雰囲気を作られていきます。もちろん「すぐやる人」がいればそれも真似されますが、実は「すぐやらない人」、つまり良くないことの方が伝染力は強いのです。例えば、きれいな道路では、ふだんは誰もゴミを捨てないけれど、ひとりが捨て始めると、あっという間にゴミの道になることでも、この脳の働きが分かると思います。

短い休憩時間増やす、ミーティング改善、イベント…

イベント…

数日後、Sさんはマネジャー仲間と話し合ってまとめたことですが、と、断つていくつかのアイデアを話してくれました。ひとつはミーティングの中身の改善で

す。会社の伝達事項が中心だった手法を改め、ふだんから模範になる取組み方を、あえて個人名は挙げないで紹介する案です。意識改革につなげる意図があります。短い休憩時間を取り入れることの狙いは、休憩だから各自自由にするのではなく、例えば10分、15分程度集まってもらって、その日、その時、良かったことをみんなできごと話し合う方法です。進め方の共有を期待していました。イベントは、やはり「ごくろうさん会」です。多忙な仕事に区切りがあったときに、みんなが飲食会を開こうという案です。ワイワイガヤガヤの話し合いから一体感が生まれるだろうという計算です。もちろん好まない社員もいるでしょう。自由参加で、と話してくれました。

いかがですか。働きやすく成果が上がる職場を、現場の感覚でどうすればいいか考えることはとても大事です。Sさんのマネジメンは素晴らしいですね。職場の悪い流れを止める努力はやはり現場でしかできません。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ
病気やケガの備えに



ちゃんと応える
医療保険
EVER

NEW
生きるための
がん保険
Days 1



心配な「がん」の備えに

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック

静岡支社 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFPサマズ-2018-5007-3期3版3 2月1日

税理士会

税理士会高崎支部による 確定申告期の税務支援事業について

関東信越税理士会
副支部長・税務支援対策部長 梁 瀬 剛

税理士と税務支援事業

私たち国民は、憲法の定めるところにより等しく納税の義務を負っています。

また、我が国ではいわゆる「申告納税制度」を採用していますので、私たちは自己の所得について自らの計算により申告を行い、自主的に納税をしなければなりません。

ところが、そのような納税義務を履行するにあたり、複雑多岐にわたる税務に関する法令を正しく理解して適正な税務申告を行うことは、時として困難を伴い、専門家の助けを必要とすることもあります。

我々税理士は、独立した公正な立場で、納税者の皆様を正しい申告納税に導くための税務の専門家として国家資格を保有しています。また、税務に関する業務は、たとえ無償であっても、

税理士資格の無いものがこれを行うことは法律により禁止されています。このよう

なことから、税理士は、社会生活において他に代わるものがないという意味で、「社会公的的な存在」であると言いうことができます。

ただ、納税者の中には、納税義務があるものの、経済的理由から税理士に委嘱することができない方々も存在します。そこで、税理士会では、税理士の社会公的使命に鑑み、そのような方々を援助する施策として「税務支援事業」を行っています。そして、税理士は、会則において、税務支援業務に従事しなければならぬことが規定されています。

高崎支部による確定申告期の税務支援事業

税理士会高崎支部においても、前記の規定に基づき、

平成29年分の確定申告について、以下の通り税務支援事業を実施いたしました。

① 税理士事務所における無料税務相談

各税理士が、自らの事務所を会場として、2月15日(木)と2月23日(金)の両日において無料相談に応じました。

② 支部事務局における無料税務相談

高崎市問屋町の支部事務局において、2月19日(月)と2月20日(火)に税務相談所を開設いたしました。

③ 高崎税務署およびビエント高崎における無料申告相談

高崎税務署において16日間延べ32名、ビエント高崎において20日間延べ155名の税理士が、無料相談にあたりました。昨年同様、税務署の休日開催に協力するかたちで、2月18日と2月25日の日曜日にも無料相談

に応じました。

④ 申告案内コールセンターにおける電話相談

国税局が高崎税務署庁舎内に設けたサテライト会場において、17日間延べ58名の高崎支部の税理士が、確定申告期の電話による申告相談業務に従事いたしました。

⑤ 商工会、商工会議所(青色申告会)への派遣

25会場において、延べ79日間136名の税理士が、各商工会・青色申告会会員の決算や申告相談に応じました。

⑥ 群馬高崎農協税務協議会、JA北群渋川青色申告会への派遣

JAたかさきの14支店・JA北群渋川の2会場において、延べ20日間21名の税理士が、JA組合員の申告相談に応じました。

⑦ 金融機関への派遣

民間4金融機関の9本・支店の会場において、延べ13日間17名の税理士が、各金融機関の実施する申告相談会で税務相談に応じました。

⑧ 税理士会独自会場における無料申告相談

昨年に引き続き、新前橋の中央工科デザイン専門学

校において、2月24日(土)に税理士会の独自会場を設けて、前橋支部・藤岡支部との共催により無料申告相談会を開催いたしました。

このように、高崎支部の税理士は、確定申告期においても各方面で幅広く税務支援事業に携わっております。各税理士とも、納税者の皆様からの期待に応えるため、そして社会貢献の一環として、強い使命感を持って臨んでおります。

法人会会員の皆様におかれましても、今後とも引き続き、税理士の税務支援活動へのご理解を賜りますようお願いいたします。

**税理士は
あなたと企業の
パートナー**

関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営**

話

「相続税の申告状況について」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 飯塚 玲子

税制改正により平成27年1月1日以後の相続等の基礎控除額が引き下げられました。相続税の基礎控除額が改正前より40%も引き下がるこの改正はメディアでもたびたび取り上げられ記憶に残っている方も多いと思います。

あれから2年がたちました。現在の相続税の申告状況等はどのようになってるのでしょうか。

平成29年12月に国税庁から発表された「平成28年分の相続税の申告状況について」によりますと平成28年中に亡くなられた方（被相続人数）は約131万人（平成27年約129万人）、このうち相続税が課税された被相続人数は約10万6千人（平成27年約10万3千人）で、課税割合は8.1%（平成27年8.0%）となっています。平成27年と比べると1ポイント増加しています。改正前、平成26年の被相続人数は127万人、相続

税が課税された被相続人数は100人中約4人、課税割合4.4%でしたので、相続税が課税された被相続人数は改正前に比べ約2倍となっています。死亡者数と相続税の申告件数は毎年増加しており、この傾向は今後も続くと思われる。

また、課税された被相続人1人当たりの税額は1千764万円となっています。

相続財産の金額の構成比は、土地38.0%（平成27年38.0%）、現金・預貯金等31.2%（平成27年30.7%）、有価証券14.4%（平成27年14.9%）の順となっています。

国税庁のデータは相続税額がある申告書（相続税を納めた人）のデータとなっておりません。しかし、実際には相続税は0円でも申告書の提出は必要となるケースがありますので、相続税申告が必要となる対象者の数はもう少し多いと考えら

れます。基礎控除が下がった現在、申告要件がある一定の特例を適用し、納税はないが申告書の提出は必要というケースは増加すると見込まれます。一定の特例の代表的な例として次のケースが考えられます。

配偶者の税額軽減
(配偶者控除)

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6千万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

小規模宅地の特例

亡くなった人などが事業や住まいなどに使っていた土地のうち一定の事業用の土地の場合は400㎡、一

定の居住用の土地の場合には330㎡、一定の貸付用の土地の場合は200㎡までの部分（小規模宅地）については、一定の割合が減額されます。なお、小規模宅地の減額を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

基礎控除の改正が行われ、相続税申告が必要となる対象者が増加していますので、将来に備えて一度ご自身の財産状況を確認してみることが大切ではないかと思えます。



平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳(仕入)					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方(円)
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	8%	43,200
		②	①	③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事㈱		
⑤ 〇〇御中		
平成××年11月30日		
11月分131,200円(税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
- 【専用ダイヤル】 0570-081-222
- 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
 - 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 - 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
 2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

振替納税を利用されている方へ

平成29年分の申告所得税及び復興特別所得税の振替日は

平成30年4月20日(金) です。

平成29年分の消費税及び地方消費税の振替日は

平成30年4月25日(水) です。

《注意事項》

- 振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落とします。事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
- 残高不足等で振替ができない場合は、納期限（平成29年分申告所得税及び復興特別所得税は平成30年3月15日（木）、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成30年4月2日（月））の翌日から納付日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。
- 転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。
- 申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
- ※ 納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Tax の開始届出書）を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

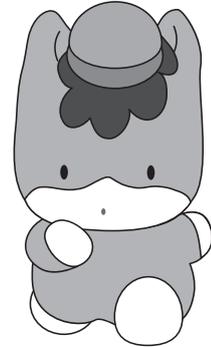
なお、e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（TEL.0570-01-5901）」へお問い合わせください。

群馬県と群馬県内全市町村から 重要なお知らせです

群馬県内全市町村では、**29年度から**、
個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底しました。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税（県民税・市町村民税）を特別徴収していただく義務があります。

前年中に給与の支払いを受けていて、当年4月1日に給与の支払いを受けている従業員については、原則としてアルバイトやパート、役員等を含めて全ての従業員から特別徴収していただく必要があります。



【例外として普通徴収とすることができる場合】

次の理由（普A～普F）に該当する場合、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

- 普A：総従業員数（他の市町村を含む事業者全体の受給者の人数）が2人以下（次の普B～普Fの要件に該当する者を除いた人数）の事業者
- 普B：他の事業者から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）
- 普C：給与が少なく税額が引けない者（年間の給与支給額が93万円以下又は96万5千円※以下）
- 普D：給与が毎月支給されていない者（不定期受給者）
- 普E：個人事業主の親族など、専従者給与が支給されている者
- 普F：休退職者又は給与支払報告等を提出した年の5月31日までの退職予定者

- ・上記の理由に該当するため普通徴収とする場合は、従業員がお住まいの市町村へ「異動届出書」を必ず提出してください。
- ・「普C」の（ ）内の「年間の給与支給額」は、前橋市、高崎市及び桐生市は96万5千円、それ以外の群馬県内の市町村は93万円となります。群馬県以外の都道府県については、従業員がお住まいの市区町村へ確認してください。

【退職や休職等があった場合の手続について】

- 退職や休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、従業員がお住まいの市町村へ「異動届出書」を提出してください。

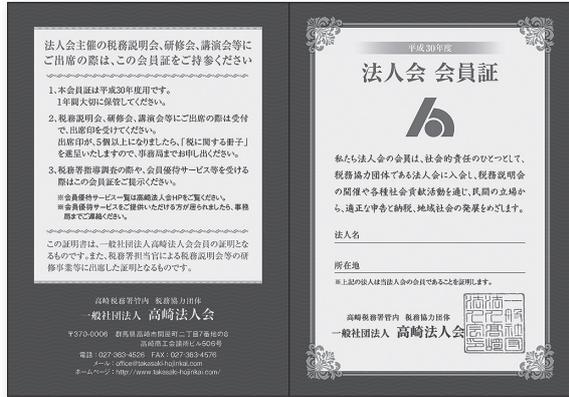
【納期の特例について】

- 特別徴収した個人住民税の納期限は月割額を徴収した月の翌月10日（土、日曜日又は祝日の場合は翌営業日）ですが、給与の支払いを受ける全従業員（他の市町村も含む）が常時10人未満の事業者は、申請により市町村長の承認を受けることで、毎月の納入（年12回）から年2回（12月と6月）の納入に変更する「納期の特例」をご利用いただくことができます。
- この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の給与からは毎月徴収してください。

高崎法人会 会員証の発行について

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成30年度 出席表	
内容	出席印
決算税務説明会	
改正税法普及説明会	
本会上期研修会	
本会下期研修会	
税務署長講演会	

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成30年度 出席表	
内容	出席印
税を考える週間 公開講演会	
地区会・支部 研修会	
地区会・支部 研修会	



出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。

また研修会等出席実績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等にご出席の際は、受付で出席印を押印いたします。出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を進呈いたします。

会員証の配布時期

この証明書は、毎年度法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、法人名と所在地をご記入いただいた上でご使用ください。

会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員の会員優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

会員優待サービスをご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

表紙説明

高崎法人会下期研修会 蓮池 薫氏 講演会

平成30年3月15日、高崎市総合福祉センターにて、新潟産業大学准教授の蓮池薫氏による講演会を開催しました。

約300名の来場者を迎え、「夢と絆」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

【プロフィール】

1957年 新潟県柏崎市生まれ。中央大学法学部3年在学中に拉致され、24年間、北朝鮮での生活を余儀なくされる。帰国後、1年間の市役所勤務を経て、新潟産業大学嘱託職員・非常勤講師として働くかわら、中央大学に復学。2008年3月 復学していた中央大学 卒業。2013年3月 新潟大学大学院博士前期課程 修了。2013年4月 現在 新潟産業大学経済学部 准教授



法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第168号

平成30年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
 (発行所) 一般社団法人 高崎法人会
 〒370-0006
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
 U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
 (企画・編集) 広報委員会:委員長 川崎 信行
 (編集・印刷) 荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険(株)・A I G 損害保険(株)】



万一の労災事故に備えて……

アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険(株)】

がんや病気などの治療に備えて……

新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険(株)】

会社の発展のため、
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

ホームページリンク企業募集中!

会員企業の皆様の ホームページを 法人会のホームページに リンクさせてください。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、
次のメールアドレスにお申込ください。

office@takasaki-hojinkai.com

件名：リンク希望

- | | | |
|------|------|----------------|
| 必要事項 | ①法人名 | ②法人名ふりがな |
| | ③所在地 | ④電話番号 |
| | ⑤URL | ⑥PR文章(200文字以内) |

「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

第1部 税に関すること

高崎税務署長賞



推薦 揃ってスラローム
坂本 徹 (桐生市)

第2部 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

高崎税務署管内
税務協力団体連絡協議会長賞
(納税貯蓄組合連合会 会長賞)



推薦 セーの！ガブッ！！
平山 絵里菜 (高崎市)

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載してあります。

セミナーDVD

法人会会員用 無料レンタルサービス

社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。他では借りられないDVDをぜひご活用ください。詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、もしくは事務局までお問い合わせください。
HP : <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

インターネットでセミナー受講

無料 **セミナー** オンデマンドサービス **150本以上!!**



- ご利用方法**
1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
 2. ログイン
初回、利用登録が必要です。
登録後、IDとパスワードが発行されます
 3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。